

広情個審第35号

平成29年11月20日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月28日付け広市教学教第71号及び広市教学教第73号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第113、114号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

- ① 平成27年10月28日付け広島市教学教第71号の諮問事案（諮問第113号事案）

平成27年9月11日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月25日付け広島市教学教第53号で行った公文書部分開示決定に対する同月30日付け異議申立て

- ② 平成27年10月28日付け広島市教学教第73号の諮問事案（諮問第114号事案）

平成27年9月11日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月25日付け広島市教学教第54号で行った公文書不開示決定に対する同月30日付け異議申立て

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記2件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った各決定は妥当である。

## 2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書の主な主張を要約すると、以下のとおりである。

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、全てを開示するよう求めるというものである。

### (2) 異議申立ての理由

- ・ 業務上の被処分者の個人情報の保護は不必要である。
- ・ また第三者の個人情報についてはその部分を非開示にすれば足りる。
- ・ すでに処分は確定しており、人事管理に影響を与えない。
- ・ 市職員の懲戒処分については公益性が高く、すべてを公開すべきである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張を要約すると、次のとおりである。

本件について、実施機関は、懲戒処分の公表基準を定め、この基準に従って懲戒処分の公表を適切に行っている。

不開示としている情報は、実施機関が行う人事管理に係る事務に関する情報であり、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に基づき、異議申立人の求める開示請求には応じることができないと考える。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 審議の併合について

諮問第113号及び第114号については、申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

#### (2) 不開示理由について

当審査会が見分したところ、本件請求対象公文書は、教職員の処分についての起案文書のほか、処分の対象となった教職員（以下「被処分者」という。）からの聞き取り記録、被処分者から提出された顛末書からなっており、不開示部分には、被処分者、その他の関係者の個人に関する情報を含む事件の概要、処分案が記載されている。

#### ア 条例第7条第1号該当性について

被処分者及びその他の関係者の氏名、所属名、職名、庁内歴等は、条例第7条第1号にいう「個人に関する情報（・・・）であって、・・・特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

次に、除外事項を規定した同号ただし書のアからエまでの該当性について検討すると、被処分者に関する懲戒処分の情報及びその他の関係者のうち教職員についての個人に関する情報は、当該職員の人事管理情報であり、職務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有しないから、被処分者及びその他の教職員の「職務の遂行に係る情報」とは言えず、同号ただし書きエには該当しない。また、その内容及び性質から同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しない。

したがって、被処分者及びその他の関係者の個人に関する情報は、条例第7条第1号に該当

し、不開示とすべきである。

イ 条例第7条第3号該当性について

被処分者からの聞き取り記録、被処分者から提出された顛末書、事件の概要、処分案は、懲戒処分に当たって担当者が収集し、検討した内容に関する情報であり、人事管理に係る事務に関するものであるとすることができる。人事管理においては非違行為の態様や被処分者の勤務態度につき適正な評価を下す必要があるが、このような情報が公にされれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、懲戒処分に当たって担当者が収集し、検討した情報は、条例第7条第3号エに該当し、不開示とすべきである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 10. 28	広市教学教第71号の諮問を受理（諮問第113号で受理）
	広市教学教第73号の諮問を受理（諮問第114号で受理）
29. 8. 30 (第1回審査会)	第1部会で審議
29. 11. 2 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授